

○名寄市部活動改革推進協議会設置要綱

令和 7 年 3 月 31 日教育委員会告示第 1 号

改正

令和 8 年 3 月 31 日教育委員告示第 2 号

名寄市部活動改革推進協議会設置要綱

(設置)

第 1 条 名寄市立中学校の部活動改革を推進するため、名寄市部活動改革推進協議会
(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、次の各号に掲げる事項について所掌する。

- (1) 部活動改革の推進に関する事項
- (2) その他部活動改革の推進に関し教育長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 名寄市小中学校長会の代表者又は同団体が推薦する者
- (3) 名寄市 P T A 連合会の代表者又は同団体が推薦する者
- (4) 名寄市総合政策部スポーツ政策課長
- (5) 名寄市教育委員会社会教育課長
- (6) 前各号に定める者のほか、教育長が必要と認める者

3 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残
任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときに、その職
務を代理する。

(会議)

第 5 条 協議会は、会長が招集し議長となる。ただし、会長が選任される前においては、
教育長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要と認める場合には、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を述べさせ、又は資料の提出及び説明を求めることができる。

(部会)

第6条 会長は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会は、協議会から付託された事案を審議し、その結果を協議会に報告する。

3 部会は、協議会が必要と認めた者をもって構成する。

4 部会に部会長を置き、その部会に属する委員の互選により、これを定める。

5 部会長は、部会の会務を総理する。

第7条 協議会は、会議の決定により、部会に付託した事案に関する部会の決定を、協議会の決定とすることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

附 則 (令和8年3月31日教委告示第2号)

この告示は、令和8年4月1日から施行する。